

2014 年に提出した温室効果ガスインベントリの 審査結果について（報告）

1. 審査について

- 気候変動に関する国際連合枠組条約（以下、「条約」と言う。）及び京都議定書に基づき附属書 I 国（先進国）が毎年提出する温室効果ガス排出・吸収目録（以下、「温室効果ガスインベントリ」と言う。）は、条約事務局により選抜された専門家審査チーム（ERT）による審査を受けることとされている。
- 2014 年に提出した温室効果ガスインベントリ（2012 年度の温室効果ガス排出・吸収量）について、昨年 9 月 29 日（月）から 10 月 4 日（土）にかけて、条約及び京都議定書第 8 条の下での審査が実施された。
- 審査は、ドイツのボンにて実施され、疑義が生じた場合は、関係省庁と協議の上、メールにて対応を行った。

2. 審査結果

1 週間にわたる審査の結果、以下の2 件（燃料からの漏出）の排出量について、ERT より過小推計であると判断され、それら問題点と勧告内容を記載した「問題のリスト（サタデーペーパー）」が提示された。

関係省庁と協議の上、関係分科会の座長及び温室効果ガス排出量算定方法検討会の座長より承認を得た後、以下のとおり対応した。

<サタデーペーパー>

サタデーペーパーについては、受領してから 6 週間以内にその対応（追加情報や修正後の数値等を含む）を回答しなければならない。ホスト国の対応について、ERT がなお不十分と判断する場合は、強制的にデフォルト値等を用いて排出・吸収量を修正された後、さらに安全係数を乗じた、過大な排出・吸収量に再計算される可能性がある。また、場合によっては、京都メカニズムへの参加資格停止につながる可能性もある。

表 サタデーペーパーによる勧告と対応結果

カテゴリー	ガス	問題の内容	勧告	対応結果
【燃料からの漏出】 1.B.1.b. 固体燃料転換	CH ₄	当該カテゴリーは現在「NE」として報告されているが、木炭の生産に伴うCH ₄ 排出量が未計上であり、過少推計となっている。	○日本で木炭の生産が行われていないこと、もしくは別のカテゴリーに当該排出量が既に計上されていることを示すこと。 ○上記が困難な場合、当該排出量を算定すること。	我が国では木炭の生産が行われており、現行インベントリでは木炭の生産に伴うCH ₄ 排出量は未計上となっていることから、木炭生産量に排出係数を乗じて排出量を算定し、算定結果をERTに報告した。 当該修正により、2012年度の排出量は約2.3万tCO ₂ 増加する。
【燃料からの漏出】 1.B.2.a. ii. 石油の生産	CO ₂ CH ₄	当該カテゴリーの排出量算定には、「コンデンセートを除く原油生産量」が活動量として用いられているが、コンデンセートの生産に伴う排出量が未計上であり、過少推計となっている。	○「コンデンセートを除く原油生産量」を活動とする現在の算定方法が過少推計とされない根拠を示すこと。 ○上記が困難な場合、コンデンセートの生産量を活動量に含めて当該排出量を算定すること。	以下の内容をERTへ報告し、同意が得られた。 ○資源・エネルギー統計年報（「1.B.2.a. ii. 石油の生産」の活動量算定に使用する統計）に示されたコンデンセート生産量は、天然ガスの生産に伴って産出された軽質油を対象としており、原油の生産に伴って産出される軽質油は含まれていない（原油の生産に伴って産出される軽質油はコンデンセートとして扱われない）。 ○コンデンセートの生産に伴う排出は、IPCCの「Good Practice Guidance (2000) ¹ 」（以下「GPG」という。）に示された天然ガスの生産の排出係数、天然ガスの処理の排出係数の中で考慮されていることを、GPG著者に確認している。したがって、コンデンセートの生産に伴う排出は「天然ガスの生産」及び「天然ガスの処理」の排出量の内数として計上されており、過少推計ではない。

¹ Good Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories (2000, IPCC)